

# 私道下水助成のご案内

江東区では、既に設置されている私道内下水施設の補修及び清掃、公共下水道処理区域内の私道のくみ取是正助成をしています。

私道内下水施設の助成には次の3種類の助成があります。

- I 私道内下水施設の助成（補修）
- II 私道内下水施設の助成（清掃）
- III 私道排水設備助成（くみ取便所是正）

助成の要件や申請の手続等の概要は次のとおりです。

## I 私道内下水施設の助成（補修）

### 1 助成の要件について

現に一般交通の用に供されている私道（私有地であること）で道路幅員が、

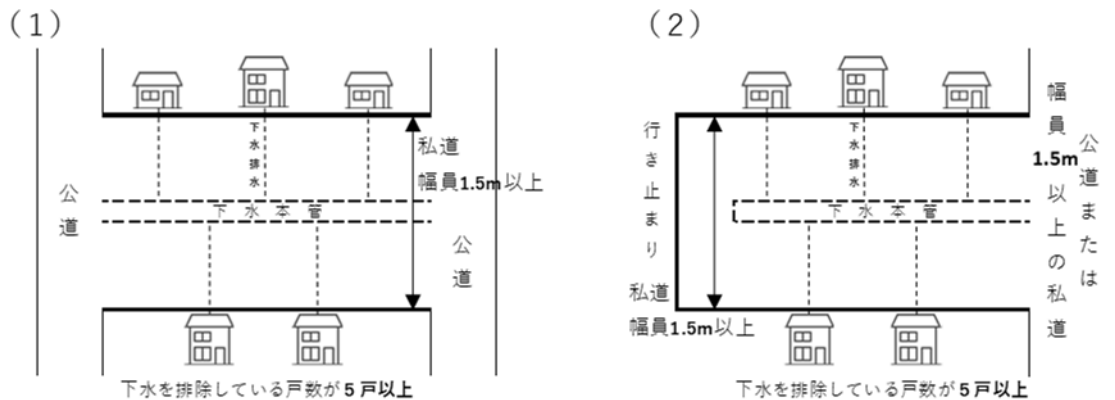
1.5メートル以上で、下水を排除している戸数が5戸以上あり、

- (1) 道路の両端が公道に接しているもの
- (2) 道路の一端が公道若しくは幅員1.5メートル以上の私道に接しているもの

のいずれかの私道が助成の対象となります。

なお、同一路線での申請は、同一年度内1回限りとします。

### 【助成要件の例】



ただし、助成要件に該当していても次の敷地内にある下水施設は助成の対象になりません。

- (1) 集合住宅の敷地内通路及び公開空地
- (2) 新設して20年を経過しない私道
- (3) 国・都その他の公共管理者が管理する通路

## 2 再助成の要件について

同一私道内下水施設で再助成を申請する場合は、助成がなされた年度（整備完了まで複数年を要した場合は、その最終年度）から20年以上経過している必要があります。

## 3 助成額について

助成する金額は、区の定める工事単価により算出した工事費の9割です。（下水施設の補修に伴う路面復旧工事は10割）ただし、助成金額は、1件当たり1,000万円（私道整備の助成と併せて行う場合であってもその合計額は1,000万円）を限度とします。

また、区の定める工事単価に含まれていない、ガス・水道・電気工事や駐車場など敷地内の舗装、L形溝や歩道の切り下げ、白線や標識、植栽、階段、建築などの工事費用については助成できません。

## 4 申請までの手続

- (1) 区の担当者が現地を確認し、助成要件に該当することが確認できましたら、申請手続きについてご説明します。（私道内下水施設工事だけでなく、舗装や路面排水施設の工事が必要な時は、別の助成制度もありますので区担当者にご相談ください。）
- (2) 助成金を申請する申請者は、申請箇所の土地所有者及び申請箇所に接してお住まいの方全員となります。申請者の中から申請者代表を選び、区の担当者にご相談のうえ、手続きを進めてください。

☆ 申請に必要な書類について

1	私道内下水施設整備費等 助成金交付申請書	申請者名簿には、申請箇所の土地所有者 及び申請箇所に接してお住いの方全員 (各世帯代表者) の記載が必要です。
2	設計図書	工事業者などに作成を依頼してくださ い。図面の書き方など、わからない点が あればお問い合わせください。
3	土地使用承諾書※	申請箇所の土地所有者の承諾が必要で す。土地登記簿記載の地番を記入してく ださい。
4	委任状※	申請者代表を正式に決める書類です。申 請箇所に接してお住いの方全員 (各世帯 代表者) が記入してください。
5	印鑑登録証明書	申請者代表の方のみ印鑑証明が必要で す。(申請日より 3 ヶ月以内の日付のも の)
6	公図の写し、土地所有者 の確認が出来るもの	申請箇所に当たる部分は色鉛筆等で囲う などしてわかりやすくしてください。
7	私道が新設されて 20 年以上経過している事を証する書類	
8	写真	現在の写真を数枚添付してください。

※ 申請者代表以外の方の印は認印で結構です。

- (3) 申請書類を区で審査し、適当と認めるものについては、「私道内下水施設整備費等助成金交付決定通知書」を、不適当と認めるものについては、「私道内下水施設整備費等助成金交付申請却下通知書」を申請者代表あてに通知します。
- (4) 申請者代表の方は、交付決定の通知を受けたときは、14日以内に「承諾書」を提出してください。

- (5) 必ず「承諾書」を区に提出した後で工事に着手してください。また、実際に工事が始まる際には、区の担当者に連絡してください。

工事完了後、「完了報告書」に次の図書類を添付のうえ、区に提出してください。

- 1 竣工図
- 2 工事費の算出に必要な数量計算書
- 3 工事写真

- (6) 現地で区の担当者が立会い、竣工検査を行います。検査後、「工事検査証」を申請者代表にお渡ししますので、記名押印後、区へ提出してください。

- (7) 「私道内下水施設整備費等助成金交付額確定通知書」を申請者代表あてに通知しますので、次の請求書類を提出してください。

- 1 請求書兼口座振替依頼書
- 2 委任状※

※ 助成金受領を工事業者に委任するために必要です。これにより、区から工事業者に直接助成金を支払います。（工事業者が指定する銀行口座に助成金を振込みます。）

## II 私道内下水施設の助成（清掃）

### 1 助成の要件について

私道内下水施設の助成（補修）と同じ要件です。

なお、同一路線での申請は、同一年度内1回限りとします。

また、助成要件に該当していても次の敷地内にあるものは助成の対象になりません。

- (1) 集合住宅の敷地内通路及び公開空地
- (2) 新設して20年を経過しない私道
- (3) 国・都その他の公共管理者が管理する通路
- (4) 清掃助成後、5年を経過していない私道

## 2 助成額について

助成する金額は、区の定める標準工事単価により算出した工事費の9割です。ただし、助成金額は、1件当たり1,000万円（私道整備の助成と併せて行う場合であってもその合計額は1,000万円）を限度とします。

## 3 申請までの手続

私道内下水施設の助成（補修）と同じ手続です。

## ☆ 申請に必要な書類について

1	私道内下水施設整備費等 助成金交付申請書	申請者名簿には、申請箇所の土地所有者及び申請箇所に接してお住いの方全員（各世帯代表者）の記載が必要です。
2	設計図書	工事業者などに作成を依頼してください。図面の書き方など、わからない点があればお問い合わせください。
3	委任状 <sup>※</sup>	申請者代表を正式に決める書類です。申請箇所に接してお住いの方全員（各世帯代表者）が記入してください。
4	印鑑登録証明書	申請者代表の方のみ印鑑証明が必要です。（申請日より3ヶ月以内の日付のもの）
5	私道が新設されて20年以上経過している事を証する書類	

※ 申請者代表以外の方の印は認印で結構です。

## 4 交付決定通知後のながれについて

私道内下水施設の助成（補修）と同じです。不明な点があればお問い合わせください。

### Ⅲ 私道排水設備助成（くみ取便所是正）

この助成は、公共下水道処理区域内の私道において、くみ取便所を水洗便所に改造するために、私道内に新たに排水設備を整備する場合にご利用できます。

#### 1 助成の要件について

- (1) 助成の交付対象となる排水設備は、下水を排除するために私道に設けられる施設で、「江東区私道排水設備助成条例施行規則」で定める設置基準に適合するもの。
- (2) 私道の道路幅員が、1.5メートル以上であり、現に一般の用に供されているもの。
- (3) 下水を排除することができる戸数が、5戸以上あり、当該排水設備の整備後直ちにくみ取便所を水洗便所に改造するもの。

なお、同一路線での申請は同一年度内1回限りとします。

#### 2 助成額について

助成する金額は、区の定める工事単価により算出した工事費の9割です。ただし、対象とする工事内容は、排水本管、汚水ます、人孔等の新設に限ります。

#### 3 申請までの手続

- (1) 私道内下水施設の助成（補修）と同じ手続です。

#### ☆ 申請に必要な書類について

1	私道排水設備助成金交付申請書	申請者名簿には、申請箇所の土地所有者及び申請箇所に接してお住いの方全員（各世帯代表者）の記載が必要です。
2	設計図書	工事業者などに作成を依頼してください。図面の書き方など、わからない点があればお問い合わせください。

3	土地使用承諾書※	申請箇所の土地所有者の承諾が必要です。土地登記簿記載の地番を記入してください。
4	委任状※	申請者代表を正式に決める書類です。申請箇所に接してお住いの方全員（各世帯代表者）が記入してください。
5	印鑑登録証明書	申請者代表の方のみ印鑑証明が必要です。（申請日より3ヶ月以内の日付のもの）
6	公図の写し、土地所有者の確認が出来るもの	申請箇所に当たる部分は色鉛筆等で囲うなどしてわかりやすくしてください。
7	写真	現在の写真を数枚添付してください。

※ 申請者代表以外の方の印は認印で結構です。

- (2) 申請書類を区で審査し、適当と認めるものについては、「私道排水設備助成金交付決定通知書」を不適當と認めるものについては、「私道排水設備助成金交付申請却下通知書」申請者代表あてに通知します。
- (3) 申請者代表の方は、交付決定の通知を受けたときは、14日以内に「承諾書」を提出してください。
- (4) 必ず上記「承諾書」を区に提出した後で工事に着手してください。また、実際に工事が始まる際には、区の担当者に連絡してください。
- 工事完了後、「完了報告書」に次の図書類を添付のうえ、区に提出してください。
- 1 竣工図
  - 2 工事費の算出に必要な数量計算書（工事清算調書）
  - 3 工事写真
- (5) 現地で区の担当者が立会い、竣工検査を行います。検査後、「工事検査証」を申請者代表にお渡ししますので、記名押印後、区へ提出してください。

(6) 「私道排水設備助成金交付額確定通知書」を申請者代表あてに通知しますので、次の請求書類を提出してください。

1 請求書兼口座振替依頼書

2 委任状※

※ 助成金受領を工事業者に委任するために必要です。これにより、区から工事業者に直接助成金を支払います。（工事業者が指定する銀行口座に助成金を振込みます。）

#### 申請に必要な書類（まとめ）

	I 補修	II 清掃	III くみ取便所是正
私道内下水施設助成金交付申請書	○	○	×
私道排水設備助成金交付申請書	×	×	○
設計図書	○	○	○
土地使用承諾書	○	×	○
委任状	○	○	○
印鑑登録証明書（申請者代表）	○	○	○
公図の写し、土地所有者の確認ができるもの	○	×	○

このご案内と申請に必要な書類様式は、江東区ホームページにも掲載しています。ご利用ください。

#### 江東区ホームページ（私道内下水施設の助成）

<https://www.city.koto.lg.jp/470206/machizukuri/dorohashi/doro/7426.html>

#### 問 い 合 わ せ 先

江東区 土木部 道路課 工務係

江東区東陽4-11-28

電話 03-3647-9664（直通）

FAX 03-3647-2126